四半期報告書

(第5期第1四半期)

J. フロント リテイリング株式会社

	丿
【表紙】	
第一部 【企業情報】	
第1 【企業の概況】	
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	2
3 【関係会社の状況】	2
4 【従業員の状況】	2
第2 【事業の状況】	
1 【生産、受注及び販売の状況】	3
2 【事業等のリスク】	3
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	23
3 【役員の状況】	23
第 5 【経理の状況】	24
1 【四半期連結財務諸表】	25
2 【その他】	36
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	37

四半期レビュー報告書

確認書

頁

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成23年7月12日

【四半期会計期間】 第5期第1四半期(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)

【会社名】 J. フロント リテイリング株式会社

【英訳名】 J. FRONT RETAILING Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼最高経営責任者 奥 田 務

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座六丁目10番1号

【電話番号】 03(6895)0179

【事務連絡者氏名】 執行役員 業務統括部財務部長 小澤 雅

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目1番1号

【電話番号】 03(6895)0179

【事務連絡者氏名】 執行役員 業務統括部財務部長 小 澤 雅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	回次		第5期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第4期
会計期間		自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日	自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日	自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日
売上高	(百万円)	226, 954	220, 161	950, 102
経常利益	(百万円)	3, 633	2, 577	21, 092
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△)	(百万円)	1,877	△871	8, 862
純資産額	(百万円)	321, 899	323, 670	327, 242
総資産額	(百万円)	778, 207	780, 293	775, 029
1株当たり純資産額	(円)	591. 53	594. 95	601. 62
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額(△)	(円)	3. 55	△1.65	16. 76
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	3. 55	_	16. 76
自己資本比率	(%)	40. 2	40. 3	41.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△2, 021	6, 713	21, 270
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△1, 404	△25, 244	△8, 432
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△22, 442	△532	△23, 128
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	17,652	14, 140	33, 204
従業員数	(名)	8, 251	7, 649	7, 768

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3 第5期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式 は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、その他事業において、平成23年3月1日付で㈱大丸ホームショッピングが㈱大丸松坂屋百貨店より分割した通信販売事業の一部を承継し、社名を㈱JFRオンラインに変更いたしました。

3【関係会社の状況】

(連結子会社)

当第1四半期連結会計期間において、平成23年3月1日付で㈱大丸ホームショッピングの名称を ㈱JFRオンラインに変更いたしました。

(持分法適用関連会社)

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) 株式会社スタイリング ライフ・ホールディングス	東京都港区	1, 048	その他事業	49. 0	当社グループの店舗 に出店 役員の兼任 2名

⁽注) 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数(名)	7, 649
(元未兵数(石)	[6, 128]

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 - 2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年5月31日現在

	1 /200 0 /1 01 F /2 E
従業員数(名)	75 (7)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 - 2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
その他事業	195	128.8
合計	195	128. 8

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 上記以外のセグメントについては該当事項はありません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)
その他事業	3, 982	135. 8
合計	3, 982	135. 8

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 上記以外のセグメントについては該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
百貨店業	169, 369	96. 1
スーパーマーケット業	29, 187	97. 0
卸売業	10, 719	88. 6
その他事業	22, 667	112. 3
計	231, 944	97. 2
消去	△11, 782	101. 7
合計	220, 161	97. 0

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 前年同四半期比につきましては、前第1四半期連結会計期間のセグメント情報を当第1四半期連結会計期間において用いた報告セグメントの区分に組替えた金額と比較しております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間(平成23年3月1日~平成23年5月31日)の日本経済は、東日本大震災により東北地方を中心に生産・物流施設が甚大な影響を受け、生産や輸出が減少するとともに、消費マインドの冷え込みから個人消費が低迷するなど、厳しい状況のうちに推移いたしました。

百貨店業界では、計画停電に伴う首都圏店舗での営業時間の短縮に加え、消費マインドの冷 え込みによる高額品などの不振もあり、売上高は前年実績を下回る状況で推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループは、震災による影響を最小限に止めることに注力するとともに、将来にわたるグループの成長・発展に向け、「百貨店事業の競争力向上」と「グループ全体の成長力強化」に取り組んでまいりました。

百貨店事業におきましては、業態革新を目指す「新百貨店モデル」の集大成として大丸梅田店を本年4月19日に全館グランドオープンし、上層階への大型テナント導入のほか、ターゲットやコンセプトを明確にした「スペシャリティゾーン」を数多く展開するなど、従来の百貨店の枠にとらわれない新しい店づくりを通じて、競合が激化する地区内での競争力強化を図りました。また、大丸札幌店に若い女性向けのスペシャリティゾーン「うふふガールズ」を導入したほか、大丸心斎橋店北館において新しい生活雑貨フロアを構築するなど、各店舗で魅力ある店づくりと顧客層の拡大に取り組んでまいりました。

グループ全体の成長力強化に向けては、インターネットなどの通販事業の強化に向け、グループ内通販事業を再編・統合し、本年3月から株式会社JFRオンラインとして新たにスタートいたしました。また、若い女性に支持されている雑貨小売業「プラザ」等を展開する株式会社スタイリングライフ・ホールディングスを本年3月に持分法適用関連会社化し、相乗効果発揮に向けた取り組みを開始いたしました。

あわせて、あらゆる経費構造の抜本的な見直しや人的生産性を中心とする経営効率の向上に 取り組みました。

以上のような諸施策に取り組みました結果、震災の影響で3月に大きく落ち込んだ売上高は月を追うごとに回復し、5月は対前年プラスに転じましたものの、当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高は3.0%減の2,201億61百万円、営業利益は22.4%減の23億85百万円、経常利益は29.1%減の25億77百万円となりました。また、四半期純損益は、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額として22億54百万円の特別損失を計上したことなどにより、8億71百万円の損失となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

※前年同期比につきましては、前第1四半期連結会計期間のセグメント情報を当第1四半期連結会計期間において用いた報告セグメントの区分に組替えた金額と比較しております。

①百貨店業

売上高は、前年同四半期と比べ3.9%減の1,693億69百万円となり、営業利益は55.9%減の8億12百万円となりました。

②スーパーマーケット業

3月は前年を上回ったものの、4月以降は震災の影響や同業他社との競合激化から保存食品を中心に落ち込み、売上高は前年同四半期と比べ3.0%減の291億87百万円となりましたが、一方で売上総利益率の向上と販売費及び一般管理費の削減に取り組み、営業利益は50.2%増の4億51百万円となりました。

③卸売業

金属樹脂加工品や食品など、堅調に数字を伸ばしている部門もありますが、市場環境悪化に加えて、お取引先が被災された影響もあり、売上高は前年同四半期と比べ11.4%減の107億19百万円、営業利益は36.0%減の2億53百万円となりました。

④その他事業

建装事業が大丸梅田店など百貨店の改装工事を受注、また、クレジット事業がカード会員 数増加により業績に寄与しました結果、売上高は前年同四半期と比べ12.3%増の226 億67百万円、営業利益は48.3%増の10億76百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末に比べ52億64百万円増加し、7,802億93百万円となりました。これは主に、大丸梅田店増床に伴う固定資産の増加によるものです。負債は、前連結会計年度末に比べ88億36百万円増加し、4,566億22百万円となりました。これは主に、未払金など債務の増加によるものです。純資産は、期末配当の支払いなどにより前連結会計年度末に比べ35億72百万円減少し、3,236億70百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、6.7億1.3百万円の収入となりました。前第1四半期連結会計期間との比較では、大丸梅田店増床に伴う一時的な債務の増加などにより8.7億3.4百万円の収入増となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、252億44百万円の支出となりました。前第1四半期連結会計期間との比較では、大丸梅田店増床による固定資産の取得や、株式会社スタイリングライフ・ホールディングスの株式取得などにより238億40百万円の支出増となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、5億32百万円の支出となりました。前第1四半期連結会計期間との比較では、長短借入金の返済を進めた一方、設備資金の新規借入れやコマーシャル・ペーパーの発行があったことにより、219億10百万円の支出減となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末に比べ190億63百万円減の141億40百万円、有利子負債残高は、前連結会計年度末に 比べ15億17百万円増の1,101億75百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に 重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

特記事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設・除却等について、重要な変更はありません。前連結会計年度末において計画中であった百貨店事業における大丸梅田店の売場増床は、平成23年4月に完了いたしました。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

- (1)【株式の総数等】
- ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	2, 000, 000, 000
計	2, 000, 000, 000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年7月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	536, 238, 328	536, 238, 328	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	536, 238, 328	536, 238, 328	_	_

⁽注)提出日現在の発行数には、平成23年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権

① 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸が平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

株主総会の特別決議日(平成14年5月23日)		
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)	
新株予約権の数 (個)	75 (注1)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105, 000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 404	
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成24年5月23日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	当社普通株式 1 株の発行価格 404 当社普通株式 1 株資本組入額 202	
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	_	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。
 - 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる 株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
 - 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。
 - ① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額 \times $\frac{1}{分割・併合の比率}$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たり払込価額 時価

調整後行使価額=調整前行使価額×-

既発行株式数+新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これ を切上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することが できる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に 関する事項
 - 上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を 要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会の特別決議日	1(平成15年5月22日)
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	50 (注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	70,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 317
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成25年5月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	当社普通株式 1 株の発行価格 317 当社普通株式 1 株の資本組入額 159
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。
 - 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる 株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
 - 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。
 - ① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額imes extstyle extstyle

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数+

時価

調整後行使価額=調整前行使価額×-

既発行株式数+新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通 株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」 を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これ を切上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移 転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発 生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、そ れぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対 象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づ きそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編 成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予 約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または 株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することが できる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に 関する事項

上記4に準じて決定する。

- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を 要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会の特別決議日	(平成16年5月27日)
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	220 (注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	308,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 699
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成26年5月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	当社普通株式1株の発行価格 699 当社普通株式1株の資本組入額 350
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。
 - 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる 株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
 - 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。
 - ① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額 \times $\frac{1}{分割・併合の比率}$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数+

時価

調整後行使価額=調整前行使価額×-

既発行株式数+新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通 株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」 を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これ を切上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移 転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発 生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、そ れぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対 象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づ きそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編 成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予 約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または 株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することが できる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に 関する事項

上記4に準じて決定する。

- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を 要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会の特別決議日(平成17年5月26日)				
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)			
新株予約権の数(個)	240 (注1)			
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_			
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式			
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	336,000			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 691			
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成27年5月26日まで			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	当社普通株式 1 株の発行価格 691 当社普通株式 1 株の資本組入額 345			
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。			
代用払込みに関する事項	_			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)			

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。
 - 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる 株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
 - 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。
 - ① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額× <u>1</u> 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数+

時価

調整後行使価額=調整前行使価額×-

既発行株式数+新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これ を切上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移 転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発 生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、そ れぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対 象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づ きそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編 成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予 約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または 株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することが できる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に 関する事項

上記4に準じて決定する。

- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を 要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

② 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋が会社法第236条、第238条、第239条、第361条第1項第3号及び第387条第1項の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

して文作したものでありより。				
株主総会の特別決議日(平成18年5月25日)				
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)			
新株予約権の数(個)	38 (注1)			
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-			
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38, 000			
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1 個当たり 1,000円 (1株当たり1円) (注2)			
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成38年7月14日まで			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	当社普通株式1株の発行価格 1 当社普通株式1株の資本組入額 (注3)			
新株予約権の行使の条件	(注4)			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。			
代用払込みに関する事項	_			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)			

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数 を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けること ができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これ を切上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。
 - (2) 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - (3) 新株予約権者が平成37年7月14日まで当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成37年7月15日から平成38年7月14日まで新株予約権を行使することができるものとする。
 - (4) 新株予約権者が、その有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移 転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発 生の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対 し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再 編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合に おいては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただ し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸 収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 新株予約権1個につき、(1)記載の再編成対象会社の株式1,000株を割り当てる。ただし、必要がある場合 には、新株予約権と同様の株式数の調整を行うものとする。
- (3) 新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額と同じとする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 各種新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の取得条項 新株予約権の取得条項は定めない。
- (7) その他の新株予約権の行使の条件 新株予約権と同じとする。

③ 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋が会社法第236条、第238条及び第239条 の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

株主総会の特別決議日(平成18年 5 月25日)				
	当第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)			
新株予約権の数(個)	300 (注1)			
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_			
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300,000			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 794			
新株予約権の行使期間	平成20年7月15日から 平成24年7月14日まで			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	当社普通株式1株の発行価格 794 当社普通株式1株の資本組入額 (注4)			
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合 には行使できないものとする。 2 新株予約権者がその有する募集新株予約権を放棄した 場合には行使できないものとする。			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。			
代用払込みに関する事項	_			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)			
新株予約権の取得条項に関する事項	-			

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社が資本金の額の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを 得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係 る付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額× <u>分割・併合の比率</u>

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換される証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数+

時価

調整後行使価額=調整前行使価額×-

既発行株式数+新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これ を切上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移 転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発 生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、そ れぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対 象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において は、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下 の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契 約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間 平成20年7月15日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成24年7月14日までとす
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 各種新株予約権の譲渡については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項 新株予約権の取得条項は定めない。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年3月1日~ 平成23年5月31日	_	536, 238	_	30, 000	_	7, 500

(6) 【大株主の状況】

1 当第1四半期会計期間において、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から平成23年 4月20日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、共同保有者である住友信託銀行 株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社、中央三井アセット マネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社によって、平成23年4月15日現在 で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当第1四半期会計期間末の実質所有 状況の確認はできておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

提出者及び共同保有者名	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	12, 430	2.32
中央三井アセット信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目23番1号	6, 048	1. 13
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	3, 285	0.61
中央三井アセットマネジメント株式 会社	東京都港区芝三丁目23番1号	1, 479	0. 28
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー	3, 664	0.68
計	_	26, 906	5. 02

2 当第1四半期会計期間において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成23年 5月6日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、共同保有者である株式会社三菱 東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社及び三菱UFJモルガ ン・スタンレー証券株式会社によって、平成23年4月25日現在で以下の株式を所有している旨の 報告を受けておりますが、当第1四半期会計期間末の実質所有状況の確認はできておりません。

t2 t2	大量保有報告書の内容は以下のとおりであります	
1だめ、	人里休住報宣書の内谷は以下のとわりじあります	_

提出者及び共同保有者名	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	14, 291	2.67
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	23, 418	4. 37
三菱UF J 投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	8, 227	1. 53
三菱UF Jモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番 2 号	1, 369	0. 26
計	-	47, 307	8.82

3 当第1四半期会計期間において、日本生命保険相互会社から平成23年5月20日付で近畿財務局長に提出された大量保有報告書により、共同保有者であるニッセイアセットマネジメント株式会社によって、平成23年5月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当第1四半期会計期間末の実質所有状況の確認はできておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

提出者及び共同保有者名	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	35, 816	6. 68
ニッセイアセットマネジメント株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	6, 176	1. 15
計	_	41, 992	7. 83

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日(平成23年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成23年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式 (自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,423,000	-	_
元主战(大性体)(日上体)(中)	(相互保有株式) 普通株式 738,000	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 515,141,000	515, 141	_
単元未満株式	普通株式 12,936,328	_	_
発行済株式総数	536, 238, 328	_	_
総株主の議決権	_	515, 141	_

- (注) 1 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、20,000株 (議決権20個) 含まれております。
 - 2 単元未満株式数には、当社所有の自己株式947株及び相互保有株式184株がそれぞれ含まれております。

②【自己株式等】

平成23年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) J. フロント リテイリング(株)	東京都中央区銀座 六丁目10番1号	7, 423, 000	_	7, 423, 000	1.38
(相互保有株式) (㈱白青舎	東京都千代田区岩本町 一丁目3番9号	738, 000		738, 000	0. 13
計	_	8, 161, 000	_	8, 161, 000	1. 52

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年3月	4月	5月
最高(円)	428	362	354
最低 (円)	262	321	315

⁽注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

(単位:百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15, 028	34, 087
受取手形及び売掛金	57, 132	53, 937
有価証券	1, 380	1, 484
たな卸資産	^{*1} 31, 339	^{*1} 30, 382
繰延税金資産	13, 805	13, 020
その他	28, 863	25, 945
貸倒引当金	△784	△761
流動資産合計	146, 765	158, 096
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	*2 142, 152	^{*2} 135, 763
土地	354, 739	354, 742
建設仮勘定	2,075	5, 634
その他(純額)	<u>*2</u> 2,752	*2 2, 53°
有形固定資産合計	501, 719	498, 678
無形固定資産		
その他	18, 464	18, 466
無形固定資産合計	18, 464	18, 466
投資その他の資産		
投資有価証券	34, 852	26, 884
長期貸付金	1, 491	1, 505
敷金及び保証金	52, 435	47, 760
繰延税金資産	9, 129	7, 764
その他	18, 179	18, 650
貸倒引当金	$\triangle 2,745$	$\triangle 2,776$
投資その他の資産合計	113, 343	99, 787
固定資産合計	633, 528	616, 933
資産合計	780, 293	775, 029

当第1四半期連結会計期間末

前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)

	(平成23年5月31日)	(平成23年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	77, 895	76, 310
短期借入金	33, 971	43, 18
コマーシャル・ペーパー	14, 995	_
未払法人税等	1, 380	3, 29
前受金	17, 315	17, 46
商品券	41, 065	41, 72
賞与引当金	3, 164	6, 35
役員賞与引当金	_	16-
販売促進引当金	338	33'
商品券等回収損失引当金	9, 385	9, 179
事業整理損失引当金	1,632	1,66
その他	57, 945	46, 51
流動負債合計	259, 091	246, 19
固定負債		
長期借入金	61, 208	65, 47
繰延税金負債	95, 758	95, 71
退職給付引当金	26, 270	29, 40
役員退職慰労引当金	56	6
負ののれん	2, 873	3, 44
その他	11, 363	7, 48
固定負債合計	197, 530	201, 59
負債合計	456, 622	447, 78
純資産の部		·
株主資本		
資本金	30, 000	30, 00
資本剰余金	209, 601	209, 60
利益剰余金	82, 173	84, 89
自己株式	△5, 975	△5, 97
株主資本合計	315, 798	318, 52
評価・換算差額等	<u> </u>	,
その他有価証券評価差額金	△1, 287	△47
繰延ヘッジ損益	<u>−</u> 1, −1,	△1
評価・換算差額等合計		<u></u>
新株予約権		
少数株主持分	115	11
	9,052	9, 09
純資産合計	323, 670	327, 24
負債純資産合計	780, 293	775, 029

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	(単位: 百万円) 当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
売上高	226, 954	220, 161
商品売上高	225, 559	218, 468
不動産賃貸収入	1, 395	1,693
売上原価	171, 430	167, 339
商品売上原価	170, 911	166, 596
不動産賃貸原価	519	743
売上総利益	55, 523	52, 822
販売費及び一般管理費	* 52, 449	* 50, 436
営業利益	3, 074	2, 385
営業外収益		
受取利息	65	77
受取配当金	79	81
債務勘定整理益	747	709
負ののれん償却額	579	570
持分法による投資利益	63	16
その他	235	325
営業外収益合計	1,771	1,780
営業外費用	·	
支払利息	444	385
固定資産除却損	85	166
商品券等回収損失引当金繰入額	548	835
その他	133	202
営業外費用合計	1, 211	1, 589
経常利益	3, 633	2, 577
特別利益		
固定資産売却益	448	_
特別利益合計	448	
特別損失	110	
固定資産処分損	611	279
投資有価証券評価損	387	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	301	1, 057 2, 254
事業構造改善費用	489	2, 204
その他	19	454
特別損失合計	1, 507	4, 045
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失(△)	2, 574	△1, 468
法人税、住民税及び事業税	1, 143	1,061
法人税等調整額		$\triangle 1,713$
法人税等合計	563	△652
	505	
少数株主損益調整前四半期純損失(△)		△815
少数株主利益	133	55
四半期純利益又は四半期純損失(△)	1,877	△871

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	(単位: 白万円) 当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半 期純損失(△)	2, 574	△1, 468
減価償却費	3, 461	3, 359
負ののれん償却額	△579	△570
貸倒引当金の増減額(△は減少)	138	△8
賞与引当金の増減額(△は減少)	△3, 946	$\triangle 3,352$
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△772	△3, 139
販売促進引当金の増減額(△は減少)	$\triangle 7$	1
事業整理損失引当金の増減額(△は減少)	△91	△33
商品券等回収損失引当金の増減額(△は減少)	△75	206
受取利息及び受取配当金	△144	△158
支払利息	444	385
持分法による投資損益(△は益)	△63	△16
固定資産売却損益 (△は益)	△448	
固定資産処分損益 (△は益)	611	279
投資有価証券評価損益 (△は益)	387	1, 057
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	_	2, 254
売上債権の増減額 (△は増加)	424	△3, 194
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,840	△956
仕入債務の増減額 (△は減少)	658	1, 585
未収入金の増減額 (△は増加)	△1, 683	$\triangle 2,917$
長期前払費用の増減額(△は増加)	△121	1, 652
その他	2, 254	15, 540
小計	1, 177	10, 505
利息及び配当金の受取額	113	110
利息の支払額	△439	△501
法人税等の支払額	$\triangle 2,871$	$\triangle 3,401$
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>△</u> 2, 021	6, 713
投資活動によるキャッシュ・フロー		3, 110
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△370	△10, 350
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	115	228
有形及び無形固定資産の取得による支出	△4, 310	$\triangle 9,286$
有形及び無形固定資産の売却による収入	2, 443	10
短期貸付金の増減額(△は増加)	2, 443	212
長期貸付けによる支出		$\triangle 0$
長期貸付金の回収による収入	44	15
その他	664	$\triangle 6,073$
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1, 404	$\triangle 25, 24$

		(単位:日月日)
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	\triangle 17, 675	△15, 960
コマーシャル・ペーパーの純増減額(△は減少)	_	14, 995
長期借入れによる収入	_	11, 500
長期借入金の返済による支出	△1, 037	△9, 018
自己株式の取得による支出	△11	$\triangle 4$
配当金の支払額	△3, 704	△1, 855
少数株主への配当金の支払額	_	$\triangle 94$
その他	△13	△94
財務活動によるキャッシュ・フロー	△22, 442	△532
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△25, 863	△19, 063
現金及び現金同等物の期首残高	43, 515	33, 204
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 17,652	* 14, 140

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
1 持分法の適用に関する 事項の変更	(1) 持分法適用関連会社 当第1四半期連結会計期間より、新たに株式会社スタイリングライフ・ホールディ ングスの株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。 (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 6 社
2 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準 第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第1四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益が50百万円減少し、税金等調整前四半期純利益が2,304百万円減少しております。 (2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。

【表示方法の変更】

	当第1四半期	明連約	吉会計期間
(自	平成23年3月1日	至	平成23年5月31日)

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	項目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
1	一般債権の貸倒見積高	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率が前連結会計年度末に算定したものと著し
	の算定方法	い変化がないと認められたため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積
		高を算定しております。
2	棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結
		会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっておりま
		す。
3	繰延税金資産の回収可	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等に
	能性の判断	著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に大幅な変動がないと認めら
		れるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニング
		を利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日) 該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	₹		前連結会計年度末 (平成23年2月28日)	
※ 1	たな卸資産		※ 1	たな卸資産	
	商品及び製品	30,734百万円		商品及び製品	29,729百万円
	仕掛品	271百万円		仕掛品	294百万円
	原材料及び貯蔵品	332百万円		原材料及び貯蔵品	358百万円
※ 2	有形固定資産の減価償却累計額	229,443百万円	※ 2	有形固定資産の減価償却累計額	227, 100百万円
3	保証債務		3	保証債務	
	大丸興業国際貿易(上海)有限公司 (大丸興業㈱の子会社) 支払保証	100百万円		大丸興業国際貿易(上海)有限公司 (大丸興業㈱の子会社) 支払保証	100百万円
	従業員住宅他融資の保証	45百万円		従業員住宅他融資の保証	54百万円
	㈱SDS企画(㈱下関大丸の 子会社)リース契約保証	16百万円		㈱SDS企画(㈱下関大丸の 子会社)リース契約保証	17百万円
	計	162百万円		計	172百万円

(四半期連結損益計算書関係)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)			当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	
*	販売費及び一般管理費の主なもの		*	販売費及び一般管理費の主なもの	
	貸倒引当金繰入額	145百万円		貸倒引当金繰入額	44百万円
	役員報酬及び給料手当	12,372百万円		役員報酬及び給料手当	11,633百万円
	賞与引当金繰入額	3,214百万円		賞与引当金繰入額	3,115百万円
	役員退職慰労引当金繰入額	2百万円		役員退職慰労引当金繰入額	1百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)			当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	
*	現金及び現金同等物の四半期末残高と四	日半期連結貸借	*	現金及び現金同等物の四半期末残高と四	日半期連結貸借
	対照表に掲記されている科目の金額との)関係		対照表に掲記されている科目の金額との)関係
	現金及び預金	18,235百万円		現金及び預金	15,028百万円
	預入期間が3か月を超える定期預金	△600百万円		預入期間が3か月を超える定期預金	△905百万円
	現金及び現金同等物の範囲に 含めた有価証券	17百万円		現金及び現金同等物の範囲に 含めた有価証券	17百万円
	現金及び現金同等物	17,652百万円		現金及び現金同等物	14,140百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式 (株)	536, 238, 328

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末		
普通株式 (株)	7, 619, 498		

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる 株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	_	115

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年4月12日 取締役会	普通株式	1,850	3.50	平成23年2月28日	平成23年5月9日	利益剰余金

- (2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。
- 5 株主資本の著しい変動に関する事項 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

	百貨店業 (百万円)	スーパーマ ーケット業 (百万円)	卸売業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	175, 823	29, 172	11, 204	10, 753	226, 954	_	226, 954
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1, 311	913	900	9, 435	12, 560	(12, 560)	_
計	177, 134	30, 086	12, 105	20, 189	239, 514	(12, 560)	226, 954
営業利益	2, 781	300	396	725	4, 204	(1, 130)	3, 074

(注) 1 事業区分の方法

日本標準産業分類に基づき小売業、卸売業、その他事業に区分し、更に小売業については、マーチャンダイジング、販売形態等の相違により百貨店業、スーパーマーケット業に区分しました。

- 2 各事業区分の主な商品内容
 - (1) 百貨店業………衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
 - (2) スーパーマーケット業……食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
 - (3) 卸売業……・・食品、化成品・資材等の卸売
 - (4) その他事業……通信販売業、不動産賃貸業・駐車場業及びリース業、建装工事請負業及び家具 製造販売業、クレジット業等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

全セグメント売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、記載を省略いたしました。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日) 海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略いたしました。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計 基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは持株会社体制の下、百貨店事業を中心に事業活動を展開しており、「百貨店業」、「スーパーマーケット業」、「卸売業」、「その他事業」を報告セグメントとしております。

「百貨店業」は衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売を行っております。「スーパーマーケット業」は食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売を行っております。「卸売業」は食品、化成品・資材等の卸売を行っております。「その他事業」は通信販売業、不動産賃貸業・駐車場業及びリース業、建装工事請負業及び家具製造販売業、クレジット業等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)

(単位:百万円)

	百貨店業	スーパーマ ーケット業	卸売業	その他 事業	計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	169, 030	28, 380	9, 599	13, 151	220, 161	_	220, 161
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	338	806	1, 120	9, 516	11, 782	(11, 782)	_
計	169, 369	29, 187	10, 719	22, 667	231, 944	(11, 782)	220, 161
セグメント利益	812	451	253	1, 076	2, 593	(207)	2, 385

- (注) 1 セグメント利益の調整額△207百万円には、セグメント間取引消去341百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△549百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の費用です。
 - 2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成23年5月31日)	(平成23年 2 月28日)
594. 95円	601.62円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

- 1		
項目	当第1四半期 連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
純資産の部の合計額 (百万円)	323, 670	327, 242
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	9, 167	9, 209
(うち新株予約権)	(115)	(115)
(うち少数株主持分)	(9, 052)	(9, 093)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計 年度末)の純資産額(百万円)	314, 503	318, 033
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	528, 618	528, 627

2 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	3.55円		. 65円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	3. 55円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額いては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半其 失であるため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額 四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	1,877	△871
普通株主に帰属しない金額(百万円)	_	-
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	1,877	△871
普通株式の期中平均株式数 (千株)	528, 697	528, 623
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 四半期純利益調整額(百万円)	_	_
普通株式増加数 (千株)	116	_
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	_	_

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

2【その他】

平成23年4月12日開催の取締役会において、平成23年2月28日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

決議年月日 平成23年4月12日配当金の総額 1,850百万円1株当たり配当額 3.50円

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月13日

J. フロント リテイリング株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西 原 健 (EII) 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 安 \blacksquare 豊 (EII) 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 健 次 (EII) 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 小 林 幸 宏 (EII) 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている J. フロント リテイリング株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、J. フロント リテイリング株式会社及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月12日

J. フロント リテイリング株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	田		豊	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々	木	健	次	(EII)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	岡	和	雄	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	押	谷	崇	雄	(EII)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている J. フロント リテイリング株式会社の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、J. フロント リテイリング株式会社及び連結子会社の平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出日】 平成23年7月12日

【会社名】 J. フロント リテイリング株式会社

【英訳名】 J. FRONT RETAILING Co. , Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼最高経営責任者 奥田 務

【最高財務責任者の役職氏名】 -

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座六丁目10番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼最高経営責任者奥田務は、当社の第5期第1四半期(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。